ii　調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響を回避すること。 iii　調達するバイオ燃料の生産による原料生産国の生態系や環境への影響を回避すること。 ⑤　石油供給事業者は、次に掲げる事項に関する情報を得たときは、速やかに国に報告することとする。 i　石油供給事業者が、④に掲げる事項を実施することが困難となる事象が発生したこと。 ii　災害や異常気象等によりバイオエタノールの原料の生産量が減少し、非化石エネルギー源の利用の実施に必要な量のバイオエタノールの調達が困難であること。	い減少が懸念される場合等は、バイオ燃料の原料の生産量等、国が必要とする情報を国に提供することとする。 ⑤　石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、調達するバイオ燃料の生産による原料生産国の生態系への影響を回避するため、原料生産国の国内法を遵守してバイオ燃料又はバイオ燃料の原料の生産を行っている事業者から調達を行うよう十分に配慮するとともに、バイオ燃料の原料の生産地域における生物多様性が著しく損なわれることが懸念される場合等は、当該地域における生態系の状況等、国が必要とする情報を国に提供することとする。
⑸　［略］ 2　［略］	⑸　［略］ 2　［略］
第二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項 1　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策に関する基本的な事項 ⑴～⑷　［略］ ⑸　⑴から⑷までのほか、エネルギー供給事業の特性に応じた施策は次のとおりである。 ①～③　［略］ ④　石油供給事業 (i)～(v)　［略］ (vi)　国は、食料と直接競合せず、生態系や環境への影響も少ない次世代バイオ燃料の技術開発を促進することとする。なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が55％以上となることを目標とする。 2　［略］	第二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項 1　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策に関する基本的な事項 ⑴～⑷　［略］ ⑸　⑴から⑷までのほか、エネルギー供給事業の特性に応じた施策は次のとおりである。 ①～③　［略］ ④　石油供給事業 (i)～(v)　［略］ (vi)　国は、食料と直接競合せず、生態系への影響も少ない次世代バイオ燃料の技術開発を促進することとする。なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が50％以上となることを目標とする。 2　［略］
第三　その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項 1　非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項 ⑴　［略］ ⑵　石油供給事業者等 バイオ燃料の普及に当たっては、石油供給事業者による取組の他、バイオ燃料の製造・物流・販売工程や、石油製品にバイオ燃料を混和する品質調整の工程も含めた供給サイド全体での対応が必要であり、これらの工程においても、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるバイオ燃料を調達することや、揮発油等と比較した温室効果ガス排出削減効果を55％以上とすることを目標とする次世代バイオ燃料の技術開発に取り組むこと、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響について配慮すること、調達するバイオ燃料の原料が生態系や環境に与える影響について配慮することが重要である。 また、バイオ燃料の利用に際しては、バイオ燃料の供給障害、天候不良によるバイオ燃料の原料の不作その他のバイオ燃料の利用の障害となる事象に十分配慮することが重要である。 2　［略］	第三　その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項 1　非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項 ⑴　［略］ ⑵　石油供給事業者等 バイオ燃料の普及に当たっては、石油供給事業者による取組の他、バイオ燃料の製造・物流・販売工程や、石油製品にバイオ燃料を混和する品質調整の工程も含めた供給サイド全体での対応が必要であり、これらの工程においても、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるバイオ燃料を調達することや、揮発油等と比較した温室効果ガス排出削減効果を50％以上とすることを目標とする次世代バイオ燃料の技術開発に取り組むこと、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響について配慮すること、調達するバイオ燃料の原料が生態系に与える影響について配慮することが重要である。 また、バイオ燃料の利用に際しては、バイオ燃料の供給障害、天候不良によるバイオ燃料の原料の不作その他のバイオ燃料の利用の障害となる事象に十分配慮することが重要である。 2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。